平成２１年（フ）第１９３号
福岡県田川市大字弓削田181番地
債務者　阿南　　登
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第１３３３号
京都市伏見区毛利町78番地
債務者　木下　英樹
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７５２号
京都市左京区一乗寺宮ノ東町４番地、申立時の住所京都市左京区高野泉町６番地27
債務者　津谷川あき子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２００８号
京都市山科区西野山射庭ノ上町137番地１
債務者　金兒　美恵（旧姓奥田）
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２０６号
京都市西京区大枝北福西町４丁目１番地１13棟305号
債務者　久々野明博
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２０７号
京都市西京区大枝北福西町４丁目１番地１13棟305号
債務者　久々野周子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２１２号
京都市西京区上桂宮ノ後町49番地　エルモハイツ103号室
債務者　石田　岳彦
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２８５号
京都市上京区一条通御前通西入下る下竪町150番地
債務者　井上　　聡
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３１４号
京都市左京区北白川下別当町49番地
債務者　上岡　架奈（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３１６号
京都府宇治市伊勢田町毛語５番地　西川マンション207号
債務者　谷内　昭江
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３８０号
京都市右京区嵯峨朝日町２番地の３　嵐山グランドシティ113号
債務者　やまうち治療院こと　山内　彰子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４０７号
京都府長岡京市長岡１丁目12番３号　第２田中荘202
債務者　石田板金こと　石田　正剛
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２号
京都市伏見区淀本町173番地67　メゾンアイリス102
債務者　小倉　幸一
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５号
京都市伏見区石田大山町16番地６　宝マンション201
債務者　今西　由美（旧姓冨永）
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７号
京都市北区西賀茂今原町41番地　サードニックス舟山101号
債務者　小島美花こと　金　　美花
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２６７号
松江市大庭町849番地
債務者　須山　修司
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２７１号
広島県呉市天応大浜１丁目12番17号
債務者　本保　洋子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第２７５号
広島県豊田郡大崎上島町中野988番地
債務者　谷本　克彦
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
広島地方裁判所呉支部